

婦人労働資料第十七号

昭和二十七年五月

8-9
no. 17-1

派出看護婦の勤務条件改善

のための懇談会結果報告書

労働省婦人少年局

昭和二十六年五月婦人少年局においては派出看護婦の保護政策推進の基礎資料とするために調査を行つた。

派出看護婦は入院患者又は家庭における患者の求めに応じて看護の任に就くものであるが、所謂家事使用人として労働基準法の保護の枠外におかれてをり、その労働条件の向上には種々の隘路があり改善が困難である。そこで婦人少年局では、この調査の結果に基づき、関係機関を招いて労働条件改善の方策を講ずる懇談会を開催し、問題の所在を綜合的に検討する機会を促進した。

この報告書は昭和二十七年二月中地方職員室が主催した懇談会において検討された事項につき官庁側、私塾紹介所、派出看護婦、医師会の各立場から意見及び措置をとりまとめたものである。

懇談会の結果、各縣において派出看護婦を含めた看護料金勘定のための委員会（協議会）の設置が実現した所々、派出看護婦自身自己の取兼的立場を認識し、組合結成への動きも見られるに至つたものもある。結局、派出看護婦について問題点が山積してゐたので之等の、会合においては、何とか改善したいという熱意をもつて討議され、非常に有意義であつた。

昭和二十七年五月

労働看護婦人少年局

派出看護婦の勤務条件改善のための懇談会結果報告書

目次

まえがき

- 一、派出看護婦勤務の現状 三
二、現状に対する保護対策検討 三

- | | | | |
|---------------------|---|------------------------------|----|
| (1) 賃金協定の合理的な措置について | 四 | (5) 国民健康保険の活用 | 一一 |
| (2) 徹夜勤務の場合の交替 | 五 | (6) その他の意見及び要望 | 一二 |
| (3) 長期勤務の場合の休日 | 八 | (7) 懇談会の効果 | 一三 |
| (4) 家事、粗役使用上の問題 | 九 | (8) 勤務条件改善についての取組まの
輪括的意見 | 一四 |

参加者一覧

官庁側

都道府県労働部 衛生部 民生部係官

登録派出看護婦の多い公共職業安定所係官

都道府県労働基準局係官

私営紹介所

派出看護婦

医師会役員

一 派出看護婦勤務の現状

参加者から述べられた意見の概要は次の様である。

1. 賃金協定については各縣各村の決定方法で縣内でも紹介所により料金が異なる場合等も相当あり、極めて不統一である。

又協定の際、求人側及び派出看護婦の代表者の意見がきかれているところは一部の縣にすぎない。

2. 徹夜勤務の場合の手当、交替、長期勤務の休日については、家事使用人として労働基準法の枠外にあり、病人看護といふ業務上の性格から、夜間、休日等にも勤務しなければならぬ場合が多いが拘束時間と実働時間の判定が不明確であるため、規定はあつてもこれらの手当は殆ど支払れていない現状である。

交替についても、勤務が長く続いた時に衆人と交替する程度であるが、あまりこのことを強く主張すると「家政婦」に仕事をうけられるおそれのある現状、これらの改善を強く要望する事は無理である云つてゐる。

3. 家事雑役使用については、求人側の理解の不足から派出看護婦と派出婦と混同してゐる。

又看護と雑役の境界が困難であり、家庭施設の場合并人情的にやむを得ずやつてゐる場合が多い。国民健康保険の活用については、派出看護自身、療養保障の確立を痛感してゐるが、紹介機関が單独ではどうにもならず、現在は東京の臨床看護婦協会保険組合が唯一の組織的な機関となつてゐるのみである。

4. その他の現状についても種々討議されたが、この懇談会の重点は、二「現状に対する保護対策見直し」に重点がおかれたので、その中に加えてあるので参照されたい。

二 現状に対する保護対策検討

(一) 賃金協定の合理的な措置について

官庁側の意見

1. 関係官庁、紹介所、医師会、求人側派出看護婦等と協議の上協定する事が望ましい。

(栃木、佐賀、山梨、福井、香川、滋賀、静岡、岡山、秋田、徳島、愛知、福岡、石川、長崎)

2. 経験年数及び技能に応じて等級の査定をする(等級の査定をする、養成機関がないので公認の養成所又は国家試験の如き制度が必要である)(岡山、富山、愛知、愛媛、福岡、熊本、千葉)

3. 県内でも地区に於て料金及び労働条件が異なるので、基準を明示する必要がある。

(島根、愛媛、山口、長崎)

4. 賃金の引上げは等級の関係上むづかしいと思う(山形、愛媛)

5. 有資格の一等、二等の賃金の差をなくして、実務成績のよいものは引上げないと、技術の良し

看護婦の実績をおとす事になる。(山形、静岡)

6. 医療保護患者(健保、労保)の料金は協定料金との差が大きすぎる(千葉)

7. 食費を協定料金の中に含めてはどうか(広島)

私塾紹介所の意見

8. 賃金の協定は地域的には出来ているが、横の連絡がとれていないので協定する事が望ましい。

(岐阜、富山)

9. 県内の協定は出来ているが隣接の府縣が高いのぞ、それぞれに吸収される。地域的な協定が必要で

ある。(静岡、茨城)

3. 経験年数により等級をつける方法が望ましい。(東京)

派出看護婦の意見。

昭和二十六年五月婦人少年局においては、救出看護婦の保護政策推進の基礎資料とするために調査を行った。

救出看護婦は入院患者又は家庭における患者の求めに応じて看護の仕に就くものであるが、所謂家事使用人として労働基準法の保護の枠外におかれてをり、その労働条件の向上には種々の隘路あり改善が困難である。そこで婦人少年局では、この調査の結果に基づき、関係機関を招いて労働条件改善の方策を講ずる懇談会を開催し、問題の所在を総合的に検討する機運を促進した。

この報告書は昭和二十七年二月、地方職員室が主催した懇談会において検討された事項につき官庁側、私塾紹介所、救出看護婦、医師会の各立場から意見及び措置をとりまとめたものである。

懇談会の結果、各縣において救出看護婦を含めた看護料金制度のための委員会（協議会）の設置が実現した所、救出看護婦自身自己の職業的立場を認識し、組合結成への動きも窺われるに至ったものもある。結局救出看護婦について問題点が山積していたのて之等の 会合においては、何とか改善したいという熱意をもつて討議され、非常に有意義であつた。

昭和二十七年五月

労働省 婦人少年局

派出看護婦の勤務条件改善のたの懇談会結果報告書

目次

まえがき

一

一、派出看護婦勤務の現状

三

二、現状に対する保護対策検討

三

(1) 賃金協定の合理的な措置について

四

(5) 国民健康保険の活用

一

(2) 昼夜勤務の場合の交替

五

(6) その他の意見及び要望

一

(3) 長期勤務の場合の休日

八

(7) 懇談会の効果

一

(4) 家事、雑役使用上の問題

九

(8) 勤務条件改善についての職員室の
簡括的意見

一

参加者範囲

官庁側

都道府県労働部 衛生部 民生部係官

登録派出看護婦の多い公共職業安定所係官

都道府県労働基準局係官

私営紹介所

派出看護婦

医師会役員

一 派出看護婦勤務の現状

参加者から述べられた意見の概要は次の様である。

一、賃金協定については各縣各株の決定方法で縣内でも紹介所により料金が異なる場合等も相当あり、極めて不統一である。

又協定の際、求人側及び派出看護婦の代表者の意見がきかれているところは一部の縣にすぎない。

二、昼夜勤務の場合の手当、交替、長期勤務の休日については、家事使用人として労働基準法の枠外にあり、病人看護といふ業務上の性質から、夜間、休日等にも勤務しなければならぬ場合が多いが拘束時間と実働時間の判定が不明確であるため、規定はあつてもこれらの手当は殆ど支払れていない現状である。

交替についても、勤務が長く続いた時に家人と交替する程度であるが、あまりこのことを強く主張すると「家政婦」に仕事をうばわれるおそれのある現状、これらの改善を強く要望する事は無理であると云つてゐる。

三、家事雑役使用については、求人側の理解の不足から派出看護婦と混同してゐる。

又看護と雑役の境界が困難であり、家事雑役の場合等人情的にやむを得ずやつてゐる場合が多い、國民健康保険の活用については、派出看護自身、療養保障の確立を痛感してゐるが、紹介機関が單独ではどうにもならず、現在は東京の専任看護婦協会保険組合が唯一の組織的な機関となつてゐるのみである。

四、その他の現状についても種々討議されたが、この懇談会の重点は、二「現状に対する保護対策見直し」に重点がおかれたので、その中に加えてあるので参照されたい。

二 現状に対する保護対策検討

(一) 賃金協定の合理的な措置について

官庁側の意見

1. 関係官庁、紹介所、医師会、求人団体、派遣看護婦等と協議の上協定する事が望ましい。

(栃木、佐賀、山梨、福井、香川、滋賀、静岡、岡山、秋田、徳島、愛知、福岡、石川、長崎)

2. 経験年数及び技能に応じて等級の査定をする(一等級の査定をする、養成機関がないので公認の養成所又は国家試験の如き制度が必要である)(岡山、富山、愛知、愛媛、福岡、熊本、千葉)

3. 管内でも地区に於て料金及び労働条件が異なるので、基準を明示する必要がある。

(鳥取、愛媛、山口、長野)

4. 賃金の引上げは帯給の関係上おづかしいと思う(山形、愛媛)

5. 有資格の一等、二等の賃金の開きをなくして、実労働量のよいものは引上げないと、技術の良い看護婦の業績をおとす事になる。(山形、静岡)

6. 医療保護患者(健保、労保)の料金は協定料金との差が大きすぎる(千葉)

7. 食費を協定料金の中に含めればどうか(広島)

私益紹介所の意見

1. 賃金の協定は地域的には出来ているが、横の連絡がとれていないので協定する事が望ましい。

(岐阜、富山)

2. 管内の協定は出来ているが、隣接の府県が臨いのど、それぞれに吸収される。地域的な協定が必要で

ある。(静岡、茨城)

3. 経験年数により等級をつける方法が望ましい。(東京)

派遣看護婦の意見。

ノ 紹介所により賃金が異なるたの非常に不利な場合があるので協定してほしい。(熊本、富山、山口)

ニ、前定の時のメンバーには働く当事者として意見をきいてほしい。(静岡、富山、東京、山口、茨城)

三、関係官庁、紹介所、求人側、派出看護婦を含めた協定のための機関の設置を希望する。

(東京、富山)

四、賃金が不足と思う時は謝礼も多く貰えるから、余り高額に規定されると、かえって版を失う結果になる。(佐賀、香川、島根)

五、規定の料金は高額に協定しておけば、割増手当てが貰えなくても差支えない。(佐賀)

六、稼働日数が少くない時は生活に困るので、規定料金を引上げてほしい。(山梨)

医師会の意見

ノ 経験年数が低くても、夜勤の優秀な人もあるので、年数のみによって等級をつけることは反対

である。(東京)

ニ、料金は幾分高く協定してもらいでも需要に影響はないと思う。(佐賀)

(二) 徹夜勤務の場合の手当及び交替

官庁側の意見

手当について

ノ 一日の初く基準時間を定めてそれ以上の労働時間に対しては手当が考慮されるべきである。

(山形、静岡、東京、埼玉、石川)

又、一日何時間働いても同賃金である事は不台理である。(山形、愛媛)

3. 規定はあつても事實上守られていないので基準を示して今後更に良く理解して貰う。

(佐賀、徳島、埼玉、熊本)

4. 紹介機関が重患と軽患の判定をするのは、むずかしいので医師が認めた場合は手当を出す。

(山梨、東京、福岡)

5. 現行の割増率が妥当であるか求人側の負担も考えて改正したい。(香川、長崎)

6. 協定料金の中に手当が加算されているから請求する事は需要が減少する恐れがある。(富山)

7. 割増手当の料金表を定めて求人側に明示する。(山梨)

文書について

1. 実際問題として文書は困難であるが、紹介状の規定の中に入れて極力守って貰う。

(山形、香川、富山、愛媛、岩手)

2. 労働の合理化から文書は必要である。(熊本)

3. 紹介所へ文書の勤務者を要請し休養する(静岡)

私営紹介所の意見

手当について

1. 徹夜の割増手当、文書、休日等の請求は本人が求人側に直接申出増いから医師側の基準(範囲等)の助言がほしい。(山梨、長崎、広島)

2. 徹夜手当の規定はないが、病気の種別によつて賃金が割増になっているので、このまゝでよい

(静岡)

3. 人命を預るといふ奉仕的な面もあるので、手当と時間を規定にはめるわけにはいかず、そうすれば需要が減る(鳥取)

文書について

1. 交替を要求した場合に家人との話し合いで適当に交替している。(鳥取 坂早、滋賀)

2. 交替は患者の経路上むづかしいと思う。

3. 派遣の際及び勤務中は派遣先の実情を常に把握し、交替勤務替え等、適宜の措置をとっている

(東京・鹿島)

派遣看護婦の意見

手当てについて

1. 紹介状には規定されているが、徹夜手当ては殆ど支払れず、貰う事は無理である。

(佐賀 奈良、靜岡 東京 群馬 千葉 広島)

2. 医療保護患者の場合の徹夜手当てが考慮されていないため、一般患者の場合も支払れない傾向がある。(長崎)

3. 賃金の中に含まれないで手当てを別にすると、求人側に余計負担を感じさせる。(富山)

4. 雇用形態が特殊なので、紹介状の中に成文して手当てが請求できるようにしたい。

(埼玉 長野、広島)

交替について

1. 交替のため二人の看護婦を雇う事は殆どなく、理解のある所では家人と交替する。

(奈良 香川 岡山 富山 島根、埼玉 千葉 広島)

2. 二、三日続くとは非常な苦労であるが、現状を維持するより仕方がない。(香川 靜岡 長崎)

岡山 富山 岩手 福岡 広島

3. 同じ病院に何人も派遣されている場合は当選制と稱し、お互に交替して睡眠をとっている。

(岡山 富山 千葉)

4. 交替は患者の気分を乱すので出来ない。(佐賀 福岡 石川)

5. 求人側では看護婦は暇ない者だと云う意見が強いので、八時間睡眠をとる事を、はっきり認識させる。(山形、島根、茨城、千葉)

6. 派遣の際勤務の大要について、紹介機関も求人側を啓蒙してほしい。(福岡、大阪)

医師会の意見

手当てについて

1. 病状についての段階をつけ、賃金等級の中に含めるような措置をとらなくては支払の保障はむづかしい。(山形、広島)

2. 昼夜勤務の認定は困難であり、手当額が決定しても実際の支払は技術的にむづかしい。

(山口、埼玉、千葉)

3. 求人側と看護婦との交渉がなく医師の認定を受けて誤解させる。(熊本)

4. 精神的、肉体的な疲労を考慮して早急に善処すべきである。(香川、福岡)

交替について

1. 重症患者は、交替制にする事が理想的である。(静岡、岡山)

2. 患者の容態により仮眠の時間をなるべくつくるようにする。(香川)

3. 求人側の経済状態から無理ではないか。(香川)

4. 八時間睡眠をとる事を求人側にはっきり認識させる必要がある。(山形、島根、茨城、千葉)

(三) 長期勤務の場合の休日

官庁側の意見

1. 有給、療給は別としても月一回乃至二回は休むべきである。(山形、静岡、茨城、福岡、臨時)

2. 患者の容態とにらみ合せて看護婦が請求する。(島根、岡山、広島)

3. 紹介状の中に成文して休日の要求がでるようにする。(美咲、長野)

4. 休日が出乗なかつた時は、刺贈手書が支給されるとよい。(山梨)

5. 長期に亘る場合は紹介所側で勤務交替をする便宜を計り、休日のカバーをする。(香川)

6. 稼働日数が少くなるので生活の安定面から、休日、交替をいやがる。(熊本)

私達紹介所の意見

1. 蕎麦湯が要求した場合は交替させるが休日としては与えられない。(島政、岐阜、千葉)

2. 蒸給でもよいから仕事が少ない時は、炭焼日一日乃至二日は是非ほしい。

(山形、静岡、愛媛、福岡、三崎、茨城、埼玉、千葉、長野、石川)

3. 実際には、これないのて、求人と交替して用を足している。(近賀、奈良、福岡、宮崎)

千葉、石川)

4. 紹介機関が求人側に休日を徹底させてほしい。(山梨、千葉、長野)

5. 現社稼働日数が二十日位で何んとか生計を維持しているのてこれ以上の改善は無理である。

(香川、群馬)

医師会の意見

1. 同一患者に二週間以上勤務の場合は、二週間に一回は有給で休ませるのがよい。それに充てられぬ時は、二週間で、一兆契約を打切る事にすればよい。(山形)

2. 休日を与えるよう努力はしているが、求人側の負担が大きくなるのであづかしい所願である。

(香川)

(四)

家事、雑役、使用上の問題

官庁側の意見

1. 派出看護婦に対する一般の認識不足を啓蒙する。(山形、栃木、山梨、福井、和歌山、香川、徳島、長野)

2. 派出看護婦としての資質の向上、再教育を図り、レベルを引上げ看護業務の本質を一般に理解させる。(鳥取、岐阜、長崎、富山、愛媛)

3. 完全看護のためには雅用は除くべきである。(富山、愛知、愛媛)

4. 雑役に強制使用されるべきではないが、限界がむづかしいので、前者の改心的な処置で解決する事が望ましい。(静岡)

5. 自ら必要以上に氣をつかつて雑役をする必要はない。(山形、長野)

6. 紹介状に明記されているのだから看護婦が求人側に良く認識して貰う。(栃木、岐阜)

私營紹介所及び労務組合の意見

1. 派出看護婦が看護に要する一日の計画制をもつ事をすすめている。(東京)

2. 家政婦との区別をはっきりさせる。(静岡、富山)

派出看護婦の意見

1. 派出看護と家政婦の業務の区別を認識させ衛生教育も行うような高度な職業とする。

(長崎、東京、千葉、長野)

2. 家庭派遣の場合は家族的な取扱い関係から人情的にやむをえない。(香川、富山、島根、千葉)

3. 主婦が病氣の場合は家事雑役をやらざるを得ない。(佐賀、奈良、東京)

4. 患者が一人で出来る事迄無理にやらせられる事がある。(山形、埼玉)

5. 紹介状内容も求人側に啓蒙してほしい。(栃木、山梨、香川、石川)

6. 求人側に理解させるのが容易でない上、家政婦が多いので労働条件を強く言う事ができない。

(栃木 群馬 長野)

7 病気の種類によっては、看護技術はいらないが、箱役の方が多い場合もある。

医師会の意見

1 派出看護婦の業務の本質を一般に認識させ自分達の職業をもっと高く評価する必要がある。

(香川 滋賀 長野)

2 看護と箱役の差は実務問題として仲々むづかしい。(山形 広島)

(五) 国民健康保険の活用

官庁側の意見

1 登録者の数が少ないので特別国民健康保険の組織はむづかしいので市町村の国民健康保険を利用しては

しい。(栃木 福井 香川 鳥取 静岡 長崎 喜山 山口 福岡 茨城 広島)

2 相互扶助の見地から加入されたい。(佐賀 岐阜 静岡 岡山)

3 本側が保険料を負担するのも一方法ではないか。(岡山)

4 厚生省においても研究中であるが、看護婦自身ももっと自覚して組織化してほしい。(香川)

私達紹介所の意見

1 夏季の伝染病発生期になると加入の必要性を痛感し奨励してきたが、解決されていない、是非

共済会保障の確立をし安心して業務に従事したい。(香川 長崎 徳島)

2 給料から、その都度、保険料を控除されるわずらわしさから、加入を嫌う傾向がある、そこで

個人で国民健康保険に加入している。(鳥取)

3 居住地に組織がないので東京の臨床看護婦協会保険組合の加入をすすめている。(山梨 茨城

千葉)

々 郷下の紹介所連合で組織の機運を促す。(静岡)

派出看護婦の意見

イ 殆どが加入してない現状なので病氣になった時の対策に困っている。なるべく加入するように

に話合う。(佐賀、長崎、島根、岩手、愛知、山口、福岡、千葉、長野、広島)

エ 組織の必要性は感じているが、登録者の人数が少く、経費の点で設置不可能である。

(佐賀、香川、富山)

ウ 市町村に、国民健康保険の制度が実施されてない場合、国として方法を講じてほしい。(奈良)

エ 派出看護婦が療養するための指定病院の案も検討されたが実現は困難である。(東京)

医師会の意見

イ 特別建保は被保険者の数にもよるが事務費が、かさみ料金が高くなるので一般建保を利用して

ほしい(埼玉)

エ 公費衛生の側面から健康診断をなるべく受けるよう紹介機関が世話されたい(佐賀)

ウ 保険料は本人側が支払うようにして活用するとよい(静岡)

(六) その他 の 意見 及び 要望

官庁側の意見

イ 労働条件を改善して行くのに組合は是非必要である。(山形、福井、宮崎、埼玉、千葉、長野)

広島、和歌山)

エ 登録者以外の、もぐりについて処置すべきである。(山形、佐賀、福井、群馬、徳島、岩手)

茨城)

ウ 派出看護婦の問題について、一般の与論を喚起する必要がある。(山梨、香川、鳥取)

々 労働條件についてはすべて連絡協議会に於て協定を行う。(愛知 大阪)

5 派出看護婦は比較的高令者が多く、経験年数も長いので仕事の内容も習慣的にからというものと思込んでゐる点が多い。もつと自覚を持って欲しい。(栃木 愛媛 山口)

派出看護婦の意見

ノ 求人がない場合副業をしようと思つても、何時求人中心があるか分らないので、副業は成立しないので困る。(佐賀)

ズ 愚考により正しい看護がさまたげられる事があるが、この点一般の理解がほしい。(山梨)

3 委託寮長の会合や組織はあるが、派出看護婦は組織がないので問題を解決するのが困難である、病院側でも派出看護婦の休憩場所を兼ねた食事場所を設けてほしい。(東京、千葉)

5 課から国教育の通知を受けても生活保障がないので受蓄が不可能である、国庫補助を考慮してほしい。(広島)

6 各紹介所間の求人求取の人員のバランスを綜合的に調節する機関の設置を要望する。(東京)

(七)

懇談会の効果

1 派出看護婦についての一般の認識を深くすることができた。

(山形 佐賀 奈良 福山 香野 熊本 千葉 長野 徳島 島根 岩手 埼玉 広島)

2 それらの立場に於て労働条件改善のため国検討の機を得た。(山形 佐賀 福井 奈良

香川 島根 岐阜 静岡 長崎 東京 富山 島根 岩手 愛知 愛媛 大阪 埼玉 熊本

千葉 長野 広島)

3 派出看護婦自身自己の職業的立場を再確認した。(山形 佐賀 長野 東京 岩手 熊本 千葉)

《 組織の必要性を看護婦自身知った。 (山形 栃木 福井 長崎 東京 福岡 大阪 岡山 長野 広島) 》

5 従来安定期が直接指導していたが、各機関が関心をもち協力する機会を得た。(山梨 香川

岐阜 静岡 長崎 岡山 東京 徳島 富山 島根 岩手 愛知 愛媛 山口 茨城 熊本

千葉 広島)

6 救出看護業務を一つの確立された職業とするために所屬、つぎそい根生しから抜けきつて、

各々が仕事に対する自覚をもった。(佐賀 奈良)

7 看護婦階級制度確立の救護を促進した(香川)

8 未亡人の失業対策及び一般婦人のパートタイムの職業として注目されているので一般からも

高ばれた。(徳島)

9 再教育の必要性が認識された(富山)

10 賃金協定についての委員会(協議会)を設置する機運を促進した。(富山 愛知 福岡 広島

長崎 宮崎 香川 福岡 東京 徳島 島根 愛媛)

11 関係者で労働條件の基礎調査及び賃金関係の資料を作成し早急に改善する機運を促進した。

(岡山 静岡 長崎)

(ハ) 労働條件改善についての販賣室の総体的意見

1 賃金以外の「おづけ」は看護婦自身が免除するようになし、勘定料金を引上げるようにする事

が望ましい。(山形 秋田)

2 長時間労働になり易いので一日の生活時間の計画を立て、なるべく仕事をする習慣をつける。

(山形)

3. 派出看護婦も病院看護婦に基準を置いて技術の向上を計る講習会、再教育が考慮されたい。
（山形、栃木、佐賀、福井、長崎、滋賀、秋田、東京、岩手、愛媛、大阪、埼玉、千葉）
4. 家政婦との区別をはつきりさせる。（山形、静岡、長崎、宮崎、長野）
5. 時間制による雇用関係も考慮されたい。（山形）

